

特定非営利活動法人 AOPA-JAPAN 関係書類閲覧規程

第1条（趣 旨）

この規程は、当法人における特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第28条第3項の規定による特定非営利活動法人に係る書類の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（閲覧の場所）

法第28条第2項の規定による特定非営利活動法人の事務所とは、当法人の定款における主たる事務所（以下、「閲覧所」という。）とする。

第3条（閲覧時間）

閲覧所における書類（法第28条第2項及び第3項の規定により閲覧に供する書類をいう。以下同じ。）の閲覧時間は、午後1時から午後5時までとする。ただし、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し閲覧日時を指定することができる。

第4条（閲覧所の休業日）

閲覧所の休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 12月28日から翌年の1月4日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
- 四 国の行事で特に休日と定められた日

第5条（臨時休業等）

書類の整理その他必要があるときは、前2条の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は臨時に休業することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を次に掲げる場所において掲示する。

特定非営利活動法人 AOPA JAPAN のホームページ内

第6条（閲覧申請書の提出）

書類を閲覧しようとする者は、閲覧申請書（様式1号）に住所、氏名、閲覧しようとする書類の種類その他必要な事項を記入し、閲覧希望日の7就業日前までに事務局に提出しなければならない。

第7条（閲覧文書）

前条の事務所備え置きの対象とする書類は、特定非営利活動促進法第28条第3項に定められた別表1に掲げるものとする。

2 別表 1 中、「閲覧可能期間」として表示しているものについては当該期間分の書類を公開する。ただし、当該書類に含まれる個人情報には公開対象から除外する。

第 8 条（閲覧者及び閲覧立会者）

書類を閲覧する者（以下「閲覧者」という。）は提出された閲覧申請書に記載された者とし、2 名以内とし、複数の場合はそのうち 1 名を閲覧申請者とする。また、閲覧に当たっては事務局長の他、理事長が指名した理事、監事又は正会員の少なくとも 2 名が立ち会う。

第 9 条（禁止行為）

閲覧者は、書類を汚損し、若しくはき損し、又は閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。また、閲覧書類の複写及び撮影、並びに個人情報に関わる事項を記録することを禁止する。

第 10 条（閲覧の停止又は禁止）

立会者は、書類を閲覧しようとする者又は閲覧者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

- 一 前条の規定に違反したとき。
- 二 係員の指示に従わないとき。
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

第 11 条（雑 則）

本規程に定めのない事項については、理事会の議決により決定する。

附 則

本規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1

番号	書類の名称	閲覧可能期間
①	定款等（定款、認証及び登記に関する書類）	最新版のみ
②	事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、前事業年度の年間役員名簿、前事業年度末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿）	法律で定める備付期間に従う。

(様式1号)

閲覧申請書

年 月 日

特定非営利活動法人 AOPA-JAPAN

理事長 大小原 健 殿

(閲覧申請者)

氏名

〒

住所

連絡先 電話番号

メールアドレス：

(閲覧者1) 氏名

住所

電話番号

メールアドレス

※閲覧申請者本人の場合は、記載不要。

(閲覧者2) 氏名

住所

電話番号

メールアドレス

下記のとおり、閲覧の申請をします。

記

太枠内の該当する項目にチェックするとともに、必要事項を記入してください。

閲覧目的		
閲覧書類	<input type="checkbox"/> 事業報告書等	年度分
		年度分
		年度分
	<input type="checkbox"/> 前事業年度の年間役員名簿	現 在
	<input type="checkbox"/> 前事業年度末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿	現 在
	<input type="checkbox"/> 定款等	最新版